

① 国の『肥料価格高騰対策事業』申請について

対象： ○蔬菜・花き・果樹・水稻等の生産者の方で肥料を購入し

JA、市場、直売所等へ出荷、販売がある方

※水稻は主食用米以外にWCS用稲、飼料用米、加工用米、米粉用米を含みます

※複合経営での肥料購入の申請も可能です（水稻+蔬菜、水稻+花き、水稻+果樹 等）

○提出していただく化学肥料低減計画書の取組メニューについて

2つ以上の実施が可能な方

（1）秋用肥料（令和4年6月～10月注文分）

申請期間 令和4年12月27日（火）までに

支援金交付 令和4年12月中旬から令和5年2月の間

（2）春用肥料（令和4年11月～令和5年5月注文分）

申請期間 令和5年2月予定

支援金交付 令和5年3月予定

ご提出していただくもの

ア. 化学肥料低減計画書（秋用肥料・春用肥料兼用の申請になっています）

春用肥料購入の方の申請期間は2月予定ですが事前確認のため、春用肥料の購入予定の方は秋用肥料の申請時にあわせて提出願います

イ. 肥料価格高騰対策事業の支援金振込先口座

ウ. 注文書、請求書又は領収書（写し）の添付について

◎ JAの購入で口座引落されている方は領収書等の添付は不要です

◎ JAの購入で現金またはクレジットで購入されている方は明細のわかる請求書、領収書をコピーして添付してください

◎ JA以外で購入されている方は購入先の肥料販売業者へご相談ください

注意）春肥の申請時に秋肥で化学肥料低減計画書を提出された方は注文書、請求書又は領収書の添付のみでよろしいです

※ア、イ、ウを同封の返信用封筒にて、ご返送ください

お問合せ先【飛騨地域農業再生協議会事務局(下記のJAひだ及び各地域の行政の農務担当者)】

JAひだ営農推進対策部営農企画課 0577-36-3880(代表)

高山市 農政部 農務課 0577-35-3141(直通)

飛騨市 農林部 農業振興課 0577-73-7466(直通)

下呂市 農林部 農務課 0576-53-2010(代表)

白川村 基盤整備課 05769-6-1311(代表)



肥料価格高騰対策のごあんない



～肥料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します～

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費を支援します。



支援の対象となる肥料

令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料(本年の秋肥と来年の春肥として使用する肥料)が対象です。

支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その**7割**を支援金として交付します。

支援金 =

$$\left[\text{当年の肥料費} - \left(\frac{\text{当年の肥料費}}{\left[\begin{array}{c} \text{価格上昇率} \\ \text{統計データを} \\ \text{を基に決定} \end{array} \right]} \div \left[\begin{array}{c} \text{使用量低減率} \\ \text{0.9} \end{array} \right]} \right] \times 0.7$$

申請に必要なもの

次の2つがあれば申請できます。

- 1 本年秋肥(令和4年6月～10月に注文)、来年春肥(令和4年11月～令和5年5月に注文)の購入価格がわかるもの(注文票など)

〔本年秋肥と来年春肥は、それぞれをまとめて、別々に申請してください。注文票のほか、領収書または請求書が必要です。〕

- 2 化学肥料低減に向けた取組に**2つ以上**取り組むこと
(次のページのチェックシートで申告していただきます。)

次のページを参照



農業者の皆様に記入いただくもの



化学肥料低減計画書

作付概要

作物名	作付面積 (ha)
〇〇〇	
〇〇〇	
その他	
計	

「令和4年度又は令和5年度の取組」欄のうち、取り組めるものに〇を記入してください。

- 2つ以上に〇が付けばOKです。
- これまで既に取り組んでいるものもカウントできます(その場合、1つ以上は、新しい取組または従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。)

間



1. 実施する(してきた)取組メニューに「〇」を付してください。
2. 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計	○	○
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用	○	◎
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用()		

私は、添付した領収書(請求書)等記載の肥料(肥料費)について以下のとおり、確約します。

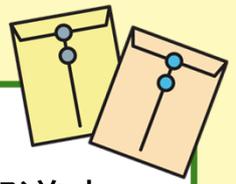
令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。

※チェック欄にチェックした上で署名してください。

氏名(自署)

- (注) 当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。
なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。

申請方法



農業者グループで申請してください。申請先や申請期限は、都道府県・市町村、またはお近くの農協、肥料販売店にお問い合わせください。

5戸以上のグループで申請してください。農協や肥料販売店などでまとめてグループ申請していただくことを想定しています。

スケジュール

今後のスケジュールは、概ね以下のとおりです。

令和4年8月

事業説明会
県段階の組織(申請窓口)の体制づくり

令和4年10月頃～

農業者グループからの申請(秋肥分)

令和4年12月頃～

農業者グループへの支援金の交付(秋肥分)

令和5年2月頃～

農業者グループからの申請(春肥分)

令和5年3月頃～

農業者グループへの支援金の交付(春肥分)

Q&A

問



① 化学肥料が足りなくなるということを知ったのですが。

答



- ・ 肥料メーカーや輸入事業者の皆様のご努力により、**当面必要な肥料原料は確保**されています。
- ・ 今後も、調達状況を注視して、肥料の安定供給に取り組んでまいります。



問 い

答 え

②

化学肥料の使用量を実際に2割減らすことが支援の要件ですか。

- ・ 化学肥料の2割低減に向けて、**取組メニューのうち2つ以上**行っていたら支援対象となります。
- ・ 選択された取組について、適切にフォローしていきます。

③

既に化学肥料の低減に取り組んでいるため、更に低減することは難しい。

- ・ **既に取り組んでいるものも**カウントします。
- ・ その際は、既に行っている取組の拡大や改善で良いので、**新たな取り組みを1つ以上**行ってください。

④

低減に向けた取組をしたいが、準備が必要なのですぐには行えない。

- ・ 本年に取り組めない場合は、**来年に取り組んで**いただければ結構です。
- ・ 国内資源の利用など体制整備に時間を要する取組は、**期間内に取り組んで**いただければ結構です。

⑤

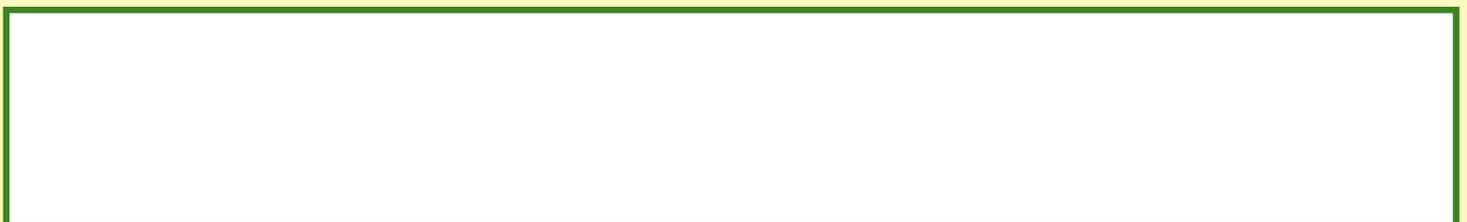
いつ頃までに申請すれば良いですか。また、いつ頃支援を受けられますか。

- ・ 基本的に**秋肥、春肥**でそれぞれまとめて申請してください。
- ・ 秋肥について、**早めに申請**いただければ、できるだけ年内に支払えるようにします。

⑥

領収書の提出が間に合わない場合はどうすれば良いですか。

- ・ **領収書が間に合わない場合は、請求書**を提出いただければ、支援金をお支払いすることができます。
- ・ 肥料を購入した農協や販売店に御相談ください。



記入例

化学肥料低減計画書

氏名

(法人・組織名)

複数の販売業者からの肥料購入がある方は”有”に”○”をお願いします。

住所

電話番号

複数の取組実施者への申請 有 無

◇作付概要

作物名	作付面積 (ha) (A)	認証※1	認証面積 (ha) (B)
水稲	1.5		
トマト	2		
合計	3.5		

農産物の生産内容

※1 以下のいずれかの認証等を取得している場合は、認証欄に「○」を記載いただき、認証面積(実施面積)を記載願います。

- ・ぎふクリーン農業(農産物)
- ・有機JAS認証(農産物)
- ・環境保全型農業直接支払交付金
- ・特別栽培農作物

※2 認証面積(B)の合計が、作付面積(A)の合計の半数を超える場合は、裏面「取組メニュー」の記入を省略できます。

※3 記載を省略する場合は、認証を取得している(登録証の写し等)を提出願います。

認証のある方は記入ください

私は、添付した領収書(請求書)を提出し、

必ず記入願います

とおひ、確約し

令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。

※↑チェック欄に○を記入した上で署名してください。

氏名(自署) ○ ○ ○ ○

※ 当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を別紙様式で整理の上、提出してください。
 なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限ります。

◇化学肥料低減に向けた取組メニューの選択

裏面の記載を必ず願います

秋用肥料	春用肥料	年間

注意: 該当するものに○をつけてください

取組実施者記入欄

秋用肥料・春用肥料兼用の申請書です。秋用・春用両方に該当される方は年間に”○”をお願いします。

【取組メニューの選択】

1. 実施する（してきた）取組メニューに「○」を付してください。
2. 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニュー以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大（「◎」で記入）を旨としてください。
3. 作物面積の合計の半分以上を占める作物があれば、その作物で取組を実施ください。ない場合は、合計で作物面積の半分以上を超えるよう、2品目以上で取組を実施ください。

裏面：記入例

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計	○	○
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用	○	◎
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用 (ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥の利用 (側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し (ア～スに係るものを除く)		
ソ 地域特認技術の利用 ()		

※1 取組を実施したことが確認できる書類等の証拠書類(購入記録、低減計画の取組にかかる作業日報、写真等)について、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管すること。